

地域再生計画

1 地域再生計画の申請主体の名称

福島県小野町

2 地域再生計画の名称

「健康と安心のまちづくり」による地域再生計画～5万人生活圏構想

3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成16年度～平成21年度 約5年間

4 地域再生計画の意義及び目標

当町では、長引く景気低迷のなか、三位一体の改革や地方分権推進、市町村合併促進の動きに併せて、人口減少、少子・高齢化、国際化、高度情報化の進展そして環境問題等、多様な地域課題への対応が求められている。このため、小野町振興計画の目標である「定住と交流と快適環境のまちづくり」を推進するために、地域経済の活性化と地域雇用の創出を主眼にした「地域再生推進構想（別添参照）」を平成16年1月に定めたところである。

この構想は、地域活性化の根幹となる「健康と安心」をテーマに、当町の地政学的位置や豊かな自然環境、温泉、高速交通体系、公立病院、交流拠点施設といった有形無形の資源を有効に活用し、まちづくりの大きなエネルギーとなる他地域との人、モノ、情報の交流と地域内における住民間・世代間の交流や教育・文化の振興、次代を担う人材の育成を重視した「ふれあいのまちづくり」や、河川上流域としての責務を考慮した快適な環境整備、少子高齢化社会での保健・医療・福祉の充実を重視した「やさしいまちづくり」をより一層推進することにより、地域コミュニティの活性化や、経済全体としての雇用創出による女性や高齢者の労働市場への参加による地域再生を図るものである。

また、近年、山村の持つ魅力や資源が心身の癒しや健康増進の宝の山として注目されていることから、これらの資源を都市等の生活者に健康増進の場として提供することで、地域外からの交流人口拡大をもたらすものと期待される。そして、これらの交流により、地域に住む人々が地域資源の持つ魅力に気付き、地域の誇りを再認識するという意義を見出すことにつながるものである。

このため、本地域再生計画においては、第一に交流人口の拡大を図る拠点づ

くりとして、これまでに農林水産省からの国庫補助事業等で整備された「体験農園管理休憩施設」を始とする町有施設を宿泊可能な施設として多目的に再生し、人々の関心の高い「健康」「心身の癒し」に関する体験メニューづくりを行うとともに、情報発信・交流活動の拠点としてこれらの交流施設を積極的に活用し、公共的団体や民間事業者等が主体となって意図的に地域外との交流機会を設けて、大幅な交流人口を拡大することにより地域経済の活性化と雇用の創出を図る。

第二に、当町では企業等で研修や就労する外国人が増加しており、さらに今後は政府の観光立国構想の展開によって、外国人旅行者の獲得に向けた積極的な誘致キャンペーンが全国規模で展開されることが予想されることから、当地域においても、特に「千本桜」や「つつじ」に代表される豊かな自然の観光スポットへの外国人旅行者等を誘導する上で、受け入れ側の対応が求められている。

このため、これまで当町が実施している国際交流事業の推進と併せて、早期から外国語、異文化に触れる機会を創出する必要があることから、外国人教師の招聘や法務省の告示改正で行われる「学校の夏季休業等を活用して、外国語講師等を行う外国人大学生に対する在留資格の付与」を活用し、国際交流事業の相手先であるアメリカ・ニュージャージー州グレンロック町から、学生のサマーバケーション（夏期休暇）を利用して英会話の指導を行う大学生を招聘する。このことにより、町内の幼児から小・中学生が、英会話等の指導を通じて語学力の向上と国際理解が深めることが可能となり、国際化へ対応しうる人材育成を図るものである。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

「健康と安心」をキーワードに町づくりを推進することで、地域住民にとっての健康増進、医療費の抑制に繋がるものと期待され、「食を通じた健康づくり」を推進することで、食の重要性についての理解・関心が深まるとともに、農業振興や食文化の次世代への伝承といった効果も期待できる。

さらに、当地域の有する多種多様な資源を活かした、「健康」「心身の癒し」に関する体験メニューの積極的な情報発信により、当地域への来訪者・滞在者を増やすことで宿泊業、飲食業、運輸業、農林業を始めとする観光関連産業への経済波及効果を期待するものである。また、経済面のみならず、地域にある人、もの、情報を有効に活用し、地域の中の内発的な意識の向上や生きがいの創出、交流人口の拡大への取組みを通じ、外発的な刺激を受けることで、地域が活性化し、地域の自立に繋がっていくものと期待される。

具体的には、これまでに補助事業で整備された「体験農園管理休憩施設」等の公有施設を、交流拠点施設としての設置目的をより効果的に達成するため宿泊の機能を付加し、自然・文化体験、農村体験メニューやミネラル農法による食材を使った料理の提供及び地域情報の発信等を行うことで、滞在型の来訪者が増加し、滞在期間中の宿泊、飲食、交通、土産、娯楽費など直接効果となる消費額の増加のみならず、当町で取り組んでいるミネラル野菜の生産・消費拡大、農産物直売所の売上げ増、UIJ ターン者の増といった、幅広い分野に直接・間接の効果をもたらすものと期待される。

来訪者にとっては、自然とのふれあい、土に親しむ機会、地域の人々との出会いや、温かいもてなしにより、「心の健康」の面からの効果が期待できると共に、生命の根元となる「水」「空気」「食料」を生産するという農村の持つ公益的・多面的機能が再認識され、都市・農村が共生・対流する双方向の流れが形成されるものと期待される。

項目	現在	将来
農村体験施設における雇用	1人	5人
体験・交流施設の利用者	7,000人（H15年度）	15,000人
農産物直売所売上	9,300千円（H15.5.1）	12,000千円
農産物直売所利用者	15,000人（H15.5.1）	18,000千人
UIJ ターン者	不明	5人（年間）
ミネラル野菜栽培農家戸数	50戸	250戸
主要箇所観光客入込状況	180,500人（H14年）	200,000人

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

13004 補助対象施設の有効活用

205001 学校の夏季休業等を活用して、外国語講師等を行う外国人大学生に対する在留資格の付与

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

別紙 支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容、支援措置を受けようとする者及び支援措置を講じようとする日

別紙

1 支援措置の番号及び名称

番号 13004

名称 補助対象施設の有効活用

2 支援措置を受けようとする者

名称 福島県小野町

所在 福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻 9 2

3 支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

小野町の交通要衝地としての地理的条件と、恵まれた自然環境や景観、温泉、農産物、伝統文化など地域固有の資源を活かした、自然・文化体験、農村体験メニューやミネラル農法による食材を使った料理の紹介及び地域情報の発信等を行うことで、滞在型の来訪者を増加させ交流人口の拡大を図り地域の活性化につなげる必要がある。

そのためには、宿泊が可能な交流拠点施設の整備が必要であることから、これまでに補助事業で整備された公有施設の「体験農園管理休憩施設」に宿泊機能を追加し、施設の有効活用を図ることで地域づくり団体等が主体となった交流事業に滞在型のメニュー提供が可能となり、滞在型の来訪者が増加することで、滞在期間中の宿泊、飲食、交通、土産、娯楽費など直接効果となる消費額の増加のみならず、当町で取り組んでいるミネラル野菜の生産・消費拡大、農産物直売所の売上げ増、UIJ ターン者の増といった、幅広い分野に直接・間接の効果をもたらすものと期待される。

来訪者にとっては、自然とのふれあい、土に親しむ機会、地域の人々との出会いや、温かいもてなしにより、「心の健康」の面からの効果が期待できると共に、生命の根元となる「水」「空気」「食料」を生産するという農村の持つ公益的・多面的機能が再認識され、都市・農村が共生・対流する双方向の流れが形成されるものと期待される。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

番号 205001

名称 学校の夏季休業等を活用して、外国語講師等を行う外国人大学生に対する在留資格の付与

2 支援措置を受けようとする者

名称 福島県小野町

所在 福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻 9 2

3 支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

小野町では、近年観光地化してきた「夏井千本桜」があり、シーズン中は多くの観光客が訪れており、旅行者の中には外国人観光客も見られるようになっている。また、町内企業で働く外国人が増加傾向にあり、外国語や異文化に触れる機会が多くなっており、受け入れ側である地域住民の国際化への対応が求められている。

このような状況の下、早期に外国語、異文化に触れる機会を創出する必要があることから、外国人教師の招聘や法務省の告示改正で行われる「学校の夏季休業等を活用して、外国語講師等を行う外国人大学生に対する在留資格の付与」を活用し、国際交流事業の相手先であるアメリカ・ニュージャージー州グレンロック町から、学生のサマーバケーション（夏期休暇）を利用して英会話の指導を行う大学生を招聘する。

このことにより、町内の幼児・幼稚園児・小学生・中学生が、英会話等の指導を通じて語学力の向上と国際理解が深めることが可能となり、国際化へ対応する人材育成が図られると期待される。

(支援措置13004に係る添付書類)

1 補助事業者の意見(小野町の意見)

現在小野町では、重点施策として地域活性化と農村あるいは農業生産物に対する都市住民意識の向上を図るため、都市との交流事業を展開しており、交流拠点として体験農園管理休憩施設(小野町湯沢地区)の整備を行ったが、事業推進のため宿泊機能をも備えた拠点施設整備が求められているところである。

このため、本施設の一部を転用して、宿泊機能を持たせることが出来れば、本地区および小野町全体の活性化を図る上で非常に有効であると考えます。

(施設の概要)

事業名	中山間地域農村活性化総合整備事業(特認事業)	
事業目的	地域自然景観を活かした体験農業・農村による、都市と農村の交流を図る拠点施設として設置した。	
所在地	福島県田村郡小野町大字湯沢	(湯沢地区)
事業主体	小野町	
施設名称	体験農園管理休憩施設	
建築面積	257.54㎡	
延床面積	323.79㎡	
敷地面積	1,830㎡	
建物構造	木造二階建	
建設費	69,300千円	
用地取得費	該当なし 千円〔㎡単価:千円/㎡〕	
財源内訳	国庫	38,115千円(55/100)
	県費	13,860千円(20/100)
	町費	17,325千円(25/100)
整備年度	平成8年10月~平成9年3月	
供用開始日	平成9年4月1日	
管理主体	福島県小野町	
管理委託契約日	該当なし	

2 当該施設における補助目的を取り巻く社会経済情勢の変化

施設「体験農園管理休憩施設」の整備目的(当初)

本施設は、地域自然景観を活かした体験農業・農村による、都市と農村の交流を図る拠点施設として、平成3年度に整備計画を策定し、平成8年度に建設着手、平成9年4月から供用開始された。

本施設は、小野町東部の湯沢地区にあり、当地区は矢大臣山、湯沢温泉等の恵まれた自然環境、小盆地状に広がる農地といった、自然活動、野外活動の場に恵まれた環境にある。そこで、地域自然景観を活かした、都市住民が参加できる体験農園施設を整備し、その拠点施設として体験農園管理休憩施設を位置づけ、都市住民との交流による地域活性化を目指すこととなった。

当該施設等を利用し、地区住民で組織する「湯沢地区活性化推進協議会」との協働のもと、都市と農村の交流や生涯学習、体験農園施設の設置など、人的交流による中山間地域の活性化のための各種活動を展開している。

また、近年では湯沢地区活性化推進協議会の「そば部会」が発足し、当該地域特有の寒暖差と気温の日較差の大きい気候を活かした「そば」による地域おこしに取り組んでおり、新そば祭り等の

イベントやそば打ち体験を通じ、湯沢温泉宿泊者、農村体験参加者との交流を行っている。農村体験交流者は首都圏からの参加であり、参加者からは農村の生活や自然に触れるには、ある程度の滞在をしたいとの要望があることから、当該施設を宿泊も可能な施設として活用することにより、地域の活性化と地域内外との交流拡大、グリーン・ツーリズムの推進が期待される。

社会情勢等の変化

小野町は、阿武隈高地の高位部に位置し町土の約7割を山林が占め、農地は河川沿いの比較的低位部及び独立した山塊に囲まれた小盆地の位置に細長くあり、その面積は町土の17%に過ぎない。

小野町湯沢地区は、四方を山で囲まれた小盆地状の地形をなしており、主要産業の農業の生産基盤の立ち遅れを解消するため平成8年に本事業が着工された。

平成7年8月に開通した磐越自動車道路の小野インターチェンジが、町の中心部に設置されたことから、都市との交流人口の拡大による地域活性化への期待は高いものがあったが、社会的・経済的・政治的転換期の中で、本施設を計画した時点に比べ、著しい社会経済情勢の変化が認められる。

体験農園管理休憩施設の整備に当たっては、当初、中山間地域の活性化を図るため、地域自然景観を活かした農村体験による都市との交流を図り、体験農業参加者の休憩施設としての施設利用計画を立てたが、近年では、農村に滞在して農村生活や自然環境に親しむ旅行者からの、利用ニーズに合わせた施設利用が求められている。

有効活用の目的

当該施設は、農作業体験・農村交流体験時の準備・休憩・学習・交流活動の拠点として利用するために整備した施設であり、これまでに地元の湯沢地区活性化推進協議会等と連携し、町内の小学生を始め当町と相互交流を結んでいる関東圏市町村を対象に体験交流事業を行ってきたところである。

しかしながら、施設の利用状況は当初の利用計画に対し70パーセント程度あるものの、目標を大きく上回ってはいない状況にある。また、施設利用者の要望や施設に対する問い合わせの中には、施設での宿泊に関するものもあるが、宿泊可能な施設ではないことから受け入れは行っておりません。

近年、都市の人々を中心に、農山漁村の持つ美しい景観や豊かな自然に「ゆとり」「やすらぎ」「いやし」などを求める動きが強まっており、農山漁村における健康的でゆとりある生活の実現に対する期待が高まっております。

このような状況の下、当該施設を交流来訪者にとってより利用しやすい施設とするために、交流拠点としての機能に宿泊機能を付加し、地域内への長期滞在が可能となるように施設の有効活用を図りたい。

3 当該施設における最近の状況

計画利用人数（必要に応じて内訳を記載）

1,190人（うち都市住民830人）

最近3年間の利用状況

平成13年度 675人

平成14年度 880人

平成15年度 978人（うち都市住民103人）

最近3年間の管理運営費の支出状況

平成13年度 1,019千円

平成14年度 762千円

平成15年度 711千円

地元の意見等

湯沢地区活性化推進協議会と面談し計画概要を説明し、その結果、計画の内容に従い、目的達成のために各種事業を実施したい旨の回答を得ている。

4 補助対象施設の現状

当該施設の設置目的は、主に体験農園を利用する地域外からの来訪者、林間学校や体験学習のため来訪した者の準備・休憩の場としてである。また、湯沢地区活性化協議会・そば部会が開催している「そば打ち体験」「新そば祭り」の会場として積極的な活用が図られている

このように、当該施設では、地域住民と協力し、イベントや農業体験活動など地域活性化を図るための各種活動に積極的に取り組んでいる。

部屋ごとの利用実績は確認できないが、施設全体の利用状況を当初計画と比較すると、地方都市や首都圏等の都市住民の利用実績については、下表の内訳に記載したように効果がほとんど発揮されていない状況にある。

	当初計画	平成 15 年度実績		利用時間帯
		うち都市住民との交流	うち都市住民との交流	
4月	} 620人		19人	体験農園と一体的に利用されることから、日中の時間帯に利用される。夜間の利用については午後9時までの利用である。
5月		410人	46人	
6月			46人	
7月	} 390人		107人	
8月		300人	190人	
9月			52人	
10月	} 180人		313人	
11月		120人	11人	
12月			35人	
1月			0人	
2月			0人	
3月			159人	
計	1,190人	830人	978人	103人

5 転用の必要性

近年、都市の人々を中心に、農山漁村の持つ美しい景観や豊かな自然に「ゆとり」「やすらぎ」「いやし」などを求める動きが強まっており、農山漁村における健康的でゆとりある生活の実現に対する期待が高まっております。

このような状況の下、当該施設を交流来訪者にとってより利用しやすい施設とするために、交流拠点としての機能に宿泊機能を付加し、地域内への長期滞在が可能となるように施設の有効活用を図りたい。

(施設改修等についての考え方)

基本的に施設の改修は行わないが、消防法に定める避難器具の設置のため、2階に2部屋ある休憩室に避難用の縄梯子を常備し、利用者の避難手段の確保を図る。

また、必要があれば、管理人が宿泊できるように1階事務室脇に可動壁等を設置する。

6 転用の時期

認定後速やかに各種法令等に基づく手続きや必要な施設改修等を行い、平成17年4月を目処に

現在の施設利用に宿泊機能を追加したい。

7 転用の相手方

当面は町が管理・運営する

8 転用の形態（譲渡・貸与の別、有償・無償の別）

9 転用後の施設の目的、利用計画等

町が管理・運営の主体となり、施設設置の目的である都市と農村の交流拠点施設として、より有効な利用を図るため、これまでの施設機能に宿泊を付加する。また、転用に際しては、施設の管理規程を定める等、当初の目的に沿った従来の利用に支障が生じないための措置を講ずるものとする。

（施設改修等についての考え方）

基本的に施設の改修は行わないが、消防法に定める避難器具の設置のため、2階に2部屋ある休憩室に避難用の縄梯子を常備し、利用者の避難手段の確保を図る。

また、必要があれば、管理人が宿泊できるように1階事務室脇に可動壁等を設置する。

（施設管理についての考え方）

当面は町が管理・運営の主体となるが、将来的には指定管理者制度を活用し、公共的団体・民間事業者への委託も検討する。

（関係法令に基づく手続き）

消防法（施行令第25条）に定める避難器具を設置する。

10 転用により期待される効果

小野町の交通要衝地としての地理的条件と、恵まれた自然環境や景観、温泉、農産物、伝統文化など地域固有の資源を活かした、自然・文化体験、農村体験メニューやミネラル農法による食材を使った料理の紹介及び地域情報の発信等を行うことで、滞在型の来訪者を増加させ交流人口の拡大を図り地域の活性化につなげる。

来訪者にとっては、自然とのふれあい、土に親しむ機会、地域の人々との出会いや、温かいもてなしにより、「心の健康」の面からの効果が期待できると共に、生命の根元となる「水」「空気」「食料」を生産するという農村の持つ公益的・多面的機能が再認識され、都市・農村が共生・対流する双方向の流れが形成されるものと期待される。